

# 住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申請書

令和 年 月 日		申 請 者	住 所		
東彼杵町長 様			郷	番地	
			氏 名		
			印		
<p>地方税法附則第15条の9第1項の適用を受けたいので、東彼杵町税条例附則第10条の3第6項の規定に基づき、改修住宅に対する固定資産税の減額申請をいたします。</p>					
申 請 家 屋 の 明 細	家屋の所在	東彼杵町	郷	番地	
	家屋番号 (登記した場合)	番			
	家屋の種類	専用住宅	併用住宅		
	家屋の構造	造	葺	階建	
	床面積	平方メートル			
	建築年月日	昭和	年	月	日
	登記年月日	昭和 平成	年	月	日
改修完了年月日	年 月 日				
改修に要した費用	(30万円以上であることが要件)				
	円				
遅延理由	(改修完了日から3ヶ月を経過するまでに提出できなかった場合に記載)				
<p>&lt;添付資料&gt;</p> <p>建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行する固定資産税減額証明書又は住宅性能評価書(耐震改修が行なわれた後に交付を受け、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)及び改修工事費用の領収書(1戸当たり30万円以上のもの)</p>					

[要件]

- ※ 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅であること。
- ※ 現行の耐震基準に適合する住宅(昭和56年6月1日施行の建築基準法)であること。但し、併用住宅の場合は居住部分の面積割合が1/2以上であること。
- ※ 耐震改修に係る工事費が30万円以上であること。但し、耐震改修に直接関係のない壁の張替えなどに要した費用は含まない。
- ※ 新築住宅軽減制度・住宅バリアフリー改修軽減制度・省エネ改修軽減制度との重複摘要はできません。
- ※ 当該年度の初日の属する年の1月31日までに提出すること。

[減額措置]

- ※ 改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税の1/2が減額となります。但し、床面積120㎡相当分までが対象となります。
- ※ 減額される期間
  - 改修工事がH25.1.1~R2.3.31に完了・・・翌年度分のみ